

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

《本給付金の受給は1回限りです》

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

函館市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和4年6月1日（基準日）
時点で住民登録のある市区町
村から確認書が送付されます
（要返信）

※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年9月30日（金）まで
申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】市本庁舎（福祉拠点担当窓口、生活保護申請相談窓口）、亀田支所、湯川支所、銭亀沢支所、東部4支所、社会福祉協議会の特例貸付相談窓口、ハローワーク

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

※令和3年度住民税非課税世帯または家計急変世帯への給付金を受給した世帯は対象外です

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象見込みの世帯には、函館市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
確認書の内容を確認して、市に返信してください

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいないこと 等



(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

※前住所地等で既に本給付金の支給を受けた世帯は再度支給を受けることはできません

- 対象見込みの世帯には、函館市から、申請書が届きます。給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にご提出ください。

【添付書類】

- ①令和4年度住民税非課税証明書の写し（令和4年1月1日時点で函館市以外にお住まいの方全員分）
- ②本人確認書類の写し
- ③受取口座を確認できる書類の写し

II 令和4年1月以降新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（函館市の場合）単身の場合：97万円以下、母・子(1人)の場合148万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 平日9:00~20:00

函館市コールセンター

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」担当

0120-685-667

受付時間 平日9:00~17:00